一般社団法人 水圏統合カーボン固定推進機構（AICaS）

Aquatic Integrated Carbon Sequestration Organization (AICaS)

会員規約

第１条（目的）

この規約は、一般社団法人水圏統合カーボン固定推進機構 構定款第７条の規定に基づき、会員の入会及び退会並びに会費等の納入に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第２条（会員の区分）

１　会員は、次の各号のとおりとする。

(1) 理事会員：当法人の理事として運営に参加する会員。（社員）

(2) 特別会員：当法人の目的に賛同し、相応の会費（年間十口以上）を拠出して、法人又は団体として当法人の運営に中核的に参画する会員（社員）。

(3) 法人会員：当法人の目的に賛同し、法人又は団体（地方公共団体を含む）として当法人の事業に参加する会員。法人会員は、代表理事が認めた場合に限り、社員総会を傍聴できる（議決権なし）。また、理事会が特に必要と認めた事項について、理事会へオブザーバーとして出席できる。（非社員）

(4) 賛助会員：当法人の目的に賛同し、行政連携、情報提供、人材協力等を通じてその活動を支援する会員。（非社員）

(5) 個人会員：自己の資格において入会する個人であり、法人又は団体を代表して当法人の事業に参画することはできない会員。個人会員は、社員総会および理事会を傍聴することはできない。（非社員）

(6) 学術会員：理事１名以上の推薦を受け、代表理事が承認して登録する個人。（非社員）

※ 地方公共団体、国の行政機関、国立研究開発法人等の公的機関は、

定款第７条に基づき、特別会員、法人会員又は賛助会員として参加することができる。

２　社員は理事会員及び特別会員とする。

第３条（入会手続）

１　当法人の会員になろうとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

２　前項の入会の申込みがあった場合、代表理事がその可否を決定し、これを本人に通知する。

３　新たに会員になろうとする者は、前項の入会申込書とは別に、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力並びにこれらに該当しなくなった時から５年を経過しない者（以下併せて「反社会的勢力等」という。）のいずれにも該当せず、反社会的勢力等との間で社会的に非難される関係を有しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することを内容とする、代表理事が別に定める様式の表明確約書並びに、当法人が求めた場合、反社会的勢力等に該当しないことを示す資料を提出しなければならない。

第４条（入会金及び年会費）

１　特別会員、法人会員、個人会員は、別表に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。ただし、入会が承認された日が７月から１２月である場合、年会費は、別表に定める年会費の半額とする。

２　特別会員、法人会員、個人会員は、入会が承認された日の翌月末日までに、入会金を、当法人が指定する方法により納入しなければならない。

３　特別会員、法人会員、個人会員は、当法人が毎年度５月頃に送付する請求書に従い、当該年度分の会費を、当該請求書に指定された時期に、指定された方法により納入しなければならない。

４　特別会員のうち、年間十口（２５０万円）以上を拠出する会員は、理事候補者を推薦する資格を有する。

第５条（会員の発表の推奨）

当法人は、会員によるシンポジウム等での発表を推奨する。

第６条（会員の権利）

１　理事会員は、社員総会及び理事会に出席し、定款所定の議決権を行使する。

２　特別会員は、社員総会に出席し１個の議決権を行使でき、理事会へオブザーバーとして出席できる（議決権なし）。

３　法人会員は、当法人が主催する理事会・社員総会以外の各種イベントに参加できる。ただし、理事会および社員総会の傍聴については第２条の定めに従う。

４　賛助会員は、当法人が主催する理事会・社員総会以外の各種イベントに参加できる。

５　個人会員は、当法人が指定する研究集会・ワークショップ等に参加できる。

第７条（任意退会）

会員は、代表理事が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第８条（除名）

１　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

⑴　この定款又はその他の規則に違反したとき

⑵　当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

⑶　反社会的勢力等に該当し又は反社会的勢力等との間で社会的に非難される関係を有するものと認められたとき

⑷　その他除名すべき正当な事由があるとき

２　前項の規定により会員を除名したときは、代表理事は、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

第９条（会員資格の喪失）

１　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当然にその資格を喪失する。

⑴　退会したとき

⑵　第４条の支払義務を２年以上履行しなかったとき

⑶　全社員が同意したとき

⑷　当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき

⑸　除名されたとき

⑹　賛助会員が、賛助会員と認められた事由に該当しなくなったとき（職業上所属する大学等の組織に所属しなくなった場合を含むが、これに限らない。）。ただし、代表理事が賛助会員の資格の継続を特別に認めた場合は、この限りでない。なお、賛助会員による任意退会（第７条）を妨げるものではない。

２　会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

３　当法人は、会員がその資格を喪失しても、当該会員が既に納入した会費及びその他の拠出金を返還しない。

第１０条（細則の制定）

代表理事は、この規約の実施に関して必要な事項を定めることができる。

第１１条（改廃）

１　この規約は、社員総会の決議により、改定又は廃止することができる。

２　定款の変更により、この規約と内容に齟齬が生じることとなる場合、この規約を同時に改定しなければならない。

３　定款とこの規約の規定が矛盾する場合、定款の規定を適用する。

別表

会員種別	入会金（円）	年会費（円）
理事会員	0	0
特別会員	25 万円	10 口（25 万円）以上の拠出で特別会員として理事候補者推薦資格を有する
法人会員	25 万円	25 万円/口 1～9 口までの範囲で拠出
賛助会員	0	0
個人会員	0	1 万円
学術会員	0	0